

平成29年度

熊野町農業委員会

議事録

第10回

熊野町農業委員会

平成29年度第10回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成29年11月20日(月)午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(8人)

委員	1番	小田原勝好
委員	3番	岩井 治子
委員	4番	橋川 勝則
委員	5番	菅尾 寛治
委員	6番	立花 宏保
委員	8番	庄賀 深雪
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員(2人)

委員	2番	中須 岩登
委員	7番	伊藤 亮造

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良 正喜
委員	古武家光八

5. 議事録署名委員(2人)

委員	3番	岩井 治子
委員	4番	橋川 勝則

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穂坂 俊彦
農業委員会 主査	諏訪本壮太

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は8名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成29年度第10回熊野町農業委員会を開会します。
議長	はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。
議長	3番 岩井委員と4番 橋川委員を指名します。
議長	それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	議事日程 朗読
議長	それでは、これより審議に入ります。 日程第1、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	日程第1議案第21号の、農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。 まず、申請場所についてですが、2枚目それから4枚目に付けております図面をご覧頂ければお分かり頂けると思うのですが、現在、町内では〇〇〇〇〇の向いあたりで県道矢野安浦線の改良工事が行われていますが、本件はそこから200mくらい、役場側に進んだ辺りとなります。具体的には、〇〇〇〇〇さんの位置から考察すると南側で田園地帯が広がった区域があると思うのですが、そのあたりになります。 ちょうど〇〇〇〇〇さんの横といいですか、西側に広がっている一帯の田となります。そして、4枚目の図面ですが、モノクロで非常にわか

りにくくなっているんですが、県の担当者さんから提供頂いたものでして、道路の形状が一応、記してあります。ご覧のとおりで、上り下りとも2車線ずつの計画となっているとのことでしたが、ただし、これはまだ用地買収が完全に終わって無いことから道路の形状が変わる要素が含まれているということで、今回は農業委員会に説明用に使わせて頂くためということで特別に提供することに了解を頂いておりますので、取り扱いについては注意を頂きたいと思います。ですから、一部、個人のお宅にかかっているところもありますが、今後の状況によっては変わってくるというようなものでございます。

そして、先ほどの〇〇〇〇〇〇辺りから呉地の〇〇〇〇〇〇があると思うのですが、そこへ大きな交差点になっておりますよね、そのあたりへ接続されるような形の道路が出来るとなっているようです。

今回の議案についてですが内容は、農地を広島県が〇〇〇〇〇〇さんへ所有権移転されるという内容になっておりますが、その前段としまして、新設のこの県道工事を作るために〇〇〇〇〇〇さんがご所有の農地を県の方へ提供されておられるということがございます。で、その代替地として広島県が〇〇〇〇〇〇さんという個人さんから農地を購入されて、三者契約というような形で〇〇〇〇〇〇さんの方へ権利移転されるものになっています。

そして、県がこの度、〇〇〇〇〇〇さんから農地を取得する際には、農地法第3条第1項第5号の規定によりまして、議案の5枚目に付けておりますけども、漢数字で五と書いているところですが「これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合」というのは許可を要しないというものになっております。

ゆえに農業委員会の許可は、県が取得する場合は不要という取り扱いとなっております。

それから〇〇〇〇〇〇さんですが、田や畑を全部で30アール以降耕作されておられますので、本町の農地の下限面積の10アール以上を満たしておられますのでご報告いたします。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては、以上です。

議長	ただいまの説明に関連しまして、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告並びに説明を求めます。 ○○○○○お願いします。
○○○	私もなったばかりではっきりしたことはわかりませんが、この間、○○○○○さんといっしょに見に行かしてもらいまして、OKなんじゃないかと思うんですが。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か 質問がありましたらお願いします。
○○○	3条じゃけえ、耕作するという話か。
事務局	はい。耕作です。
○○○	ちょっといいですか。 聞きます。この青い水色は、何を示しておるん。道路。
事務局	2枚目の図でしょうか。 はい、これは水です、川を表しています。
○○○	こないだ、3日前に○○○○○方へ行ったんじゃが、何も言わなかった。
議場	(その他多数の者から発言あり。)
○○○	○○○○○はどこにあるん。この図面じゃったらどこら辺になるか。
事務局	これではですね、ちょうど左上に隠れております。 ○○○○○さんは載っておるんですが。

議場	(その他多数の者から発言あり。)
〇〇〇	これ、〇〇〇〇〇さんの後ろじゃが、〇〇〇〇〇から近いんじゃが。どこらや〇〇〇〇〇さん。 さんとの前の前方か。の前のほう。前じゃないの。
〇〇〇	〇〇〇〇〇の西側からだつと降りて、Tの字になってそこで終わるんですが。〇〇〇〇〇さんの。
〇〇〇	〇〇〇〇〇さんの自宅はどこにあるん。
〇〇〇	自宅は青い分の上。
〇〇〇	申請地の。
〇〇〇	上。
〇〇〇	上。 まあこれは県がうんぬんいうものならしょうがないのう。
議長	他にはありませんかね。いいですかね。それではお諮り ^{はかり} します。議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありますか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	それでは次に移ります。

事務局

日程第2、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

日程第2議案第22号の、農地法第4条の許可申請についてご説明いたします。

本件につきましては、8月21日に開催の第7回農業委員会におきまして、「農業振興地域整備計画からの除外」ということをご審議を頂きまして、この地区に資材置場を設けることについて、町から農業委員会に対し、意見照会があったもので、〇〇〇〇〇農地利用最適化推進委員さんに現地調査へ行って頂きまして、ご説明頂いた後に、ご審議頂きまして、除外することに「意見なし」として可決頂き、町へ回答したものとなっております。

「農業振興地域整備計画」、これは町の計画でございますので、町として、8月23日を起算日としまして、24日間の縦覧を実施し、次に9月30日まで15日間の異議申立期間を設けました。この異議申立期間中に異議申立がございませんでしたので、10月6日に県に対し、「農業振興地域整備計画」の変更協議書の提出を行いました。

これに対しまして、10月13日付で広島県知事から変更協議書に対して同意するという旨の回答書を頂きましたので、これを受けて、計画変更の公告を行いまして、農林水産大臣等へも変更後の計画書を送付するなどの手続きを行い、この度の農地転用の審議案件としてあげさせて頂いたものでございます。

なお、現場に係る調査などですが、先ほど申し上げましたように、8月に〇〇〇〇〇様に現場をご覧いただき、委員会でも詳しくご説明頂いておりますので、この度、〇〇〇〇〇さんをご相談した結果、省略させて頂くことで了解といたしますか、お願いをしております。

なお、申請に必要な書類等は具備されておりましたので、適法な申請であると認められるものと思われまます。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長	<p>ありがとうございました。当案件につきまして、何か 質問がありましたらお願いします。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮り^{はかり}します。 議案第 2 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第 2 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に日程第 3 に入ります。議案第 2 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>日程第 3 議案第 2 3 号の、農地法第 5 条の許可申請について、ご説明いたします。 今回、全部で 3 件ございまして、そのうち番号の 1 番と 2 番につきましては同じ開発案件となります。 番号 1 については、先ほどの議案第 2 2 号農地法第 4 条の「農業振興地域整備計画からの除外」に係る手続きと同時に行っておりまして、8 月 2 1 日の農業委員会でご説明させて頂いた内容と同じで開発団地が造られるような内容となっております。 番号の 2 については、番号 1 と同じように開発案件の隣接地となります。これについては、なぜ審議頂いてないかと言いますと、すでに農業振興地域からすでに除外されていた筆であったため、8 月の農業委員会では審議の対象とはなっておりませんでした。今回は農地転用でありま</p>

賀地から、県道から入る進入路が無いんです。狭いんです。歩いて通るくらいの道しか。

先月あった城之堀の方から入ってもらおうようになるんです。あの〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇の間の道をまっすぐ行ったらここの庄賀地へ出るんですが、この50mほどが狭くなって自転車が通るくらいの道です。

他に問題は無かろうかとは思いますが、審議をよろしく願います。

議長

ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。

〇〇〇

要らんことじゃが、これ年間〇〇〇〇〇〇円言いんやったが、これは一反あたりかい。

〇〇〇

これ全部よ。

〇〇〇

全部でや。これでや。一反〇〇〇〇〇〇円よ。

〇〇〇

まあ荒れんけえ気が済むんじゃない。

この家だけですよ。周辺は皆きれいに稲を作っちゃりんさる。

この家だけ草もぐれじゃけえ、ええ話じゃったんじゃろうと思う。

じゃけえ、賃料なんか問題じゃ無いんじゃろうと思うんよ。管理せんでも良うなるんじゃけえ。

〇〇〇

草刈らんでものう。一回草刈れば〇〇〇〇〇〇円かかるけえのう。

〇〇〇

長い田んぼで、ほいで余り落差も無いような田んぼで、そのまま防草シートを張ってから基礎をしてから、建てるんじゃないかと思う。ほいじゃけ、造成工事も整地もせんいうて書いてある。

〇〇〇〇〇〇いうて書いてある。

〇〇〇	そりゃ、この会社がやるわけよの。
〇〇〇	会社が全部出してやる。
〇〇〇	こういう場合はどうですか。行政としてはあれは、屋敷年貢は上がるんですか。固定資産税は。
〇〇〇	上がるじゃろう。
事務局	税当局の方で判断するべき話ではありますけども、雑種地の、農地から雑種地の扱いに変わると思われますので、おそらく。
〇〇〇	ほいじゃが、税務、税務署関係の本職が来てやるんじゃろう。役場がやるわけじゃないんじゃろう。
事務局	いえ、役場がやります。固定資産の担当の部署があります。税務課の中にそういうグループがあります。
〇〇〇	ちょっとこれは要らんことじゃが、非常に固定資産税もここは何ぼであこは何ぼでというような感じでこうやっとなるが、こことここで値段が違うんよの。
〇〇〇	そりゃ道じゃったり。何じゃったり。
〇〇〇	そりゃそうじゃが、条件変わらんのにこう違うんかのと。
議長	どこで線を引いておるかよね。
議長	(その他多数の者から発言あり。)
議長	他にありませんですか。では、お諮り ^{はかり} します。

	<p>議案第 2 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 2 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、3 件のうち、番号 2 及び番号 3 については許可とし、番号 1 については広島県農業会議に諮問した後に許可することとして決定しました。</p>
事務局	<p>すいません。これはちょっと説明で申し添えて無かったのですが、すいません。30 アールを超える開発でありますので、広島県農業会議の方へ諮問をしなければならない案件ということでございました。</p>
議長	番号 1 についてはということです。
事務局	はい。番号 1 についてはということでございます。すいませんでした。
議長	次に、日程第 4、報告第 8 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」及び日程第 5 報告第 9 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」を一括で事務局から報告をお願いします。
事務局	<p>報告第 8、9 号につきまして、ご説明いたします。</p> <p>市街化区域内の農地につきましては、許可を必要とせず、届出により転用することができるということが農地法第 4 条と農地法第 5 条第 1 項のただし書きの部分により認められております。</p> <p>この度、届出書へ法定記載事項が記載され、必要な添付書類などが具備されておりましたので適法な届出として受理し、申請者へ受理書を通知しております。</p> <p>本件につきましては、この 1 ヶ月間に農地転用届出を受理したものを</p>

	<p>報告として上げさせて頂いたものでございまして、農地法第4条の規定による届出が1件、これは自己所有地を農地転用するものと、農地法第5条の規定による届出が1件、これは自己所有地を他者へ権利移動を行い、かつ農地転用するものありましたことをご報告します。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>以上で本日の議事についてはすべて終了しました。</p> <p>ここで、事務局から連絡事項があります。</p>
事務局	<p>(事務連絡から連絡事項)</p>
議長	<p>次回 農業委員会は12月20日(水)午前9時から開催予定です。</p> <p>議案については12月11日以降に事務局から送付予定です。</p> <p>以上をもちまして、平成29年度第10回熊野町農業委員会を閉会します。</p>